

発行 / 清水町
編集 / 企画課広報広聴係

市外局番は (0156)

お知らせ版

4

【募集】

農業委員会の点検・評価及び活動計画について
 意見を募集します。 2
 清水小学校・御影小学校・プール管理監視員及び
 清掃員を募集します。 2
 消防職員を募集します。 2
 消防団員を募集します。 3
 清水町道路維持管理事業に対する企業体の申請を
 受け付けます。 3
 このもの日にあわせ公衆浴場を無料開放します。
 あげます。ゆずってください。 3
 清水町議会報告会と町民との意見交換会を開催します。
 ふれあい豊園で作物を育ててみませんか？ 3
 第3回十勝清水肉・井まつりの出店者を募集します。
 町民と町長のふれあいトークは5月8日です。
 公苑東町住宅（普通財産）を企業（団体）向けに
 貸し付けます。 5
 町営住宅及び御影単身者住宅の入居申込を随時
 受け付けます。 5
 読み手キッズ集まれ！ 6

【お知らせ】

空き地・空き家情報を登録しています。 6
 町営住宅家賃の減免について 6
 子育て時期のクラス対策について 6
 4月から開放する施設等のお知らせ 6
 就業奨学生支援事業補助金について 7
 農村浄化槽設置推進事業補助金制度のお知らせ 7
 帯広労働基準監督署の電話番号が変わりました 7
 家庭用浄水器設置費用を一部補助します 7
 水道の申し込み・届出をお願いします 7
 タイヤの盗難に注意！ 8
 デジタル防災行政無線の放送について 8
 ダムの放流について 8
 木造住宅の耐震診断・耐震改修に対して補助します 8
 戸建て木造住宅の簡易耐震診断を無料で実施します 8
 住宅取得奨励金交付制度のお知らせ 9
 住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金
 交付制度のお知らせ 9
 災害出動情報をお知らせします 10
 4月8日から町有バスの運行時刻と経路を変更します 10
 子ども用品リサイクルデーのお知らせ 11
 子育て家庭に育児用品を貸し付けます 11
 「ファミリーサポートしみず」の会員を募集します 11
 ベビーマツサーに参加しませんか 11
 子育て支援センター事業について 12
 児童手当のご案内 12
 児童扶養手当のご案内 12
 特別児童扶養手当のご案内 12

1413131212111111111110 1099888887777666 65 5 5544443 332 2

【福祉・健康】

自立支援医療（育成医療）のご案内 14
 山火事予防にご協力ください 15
 ヒグマに注意してください 15
 有害鳥獣駆除の対応について 15
 有害鳥獣駆除における越境捕獲を行います 15
 協会けんぽ保険料率改正のお知らせ 16
 第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます 16
 道立心身障害者総合相談所による巡回相談を行います 16
 「高齢者タクシー乗車券助成事業」の対象者が一部
 拡大となりました 16
 外出時の緊急連絡先カードを作製します 16
 救急医療情報キットを配布しています 17
 介護マーク名札を配布しています 17
 成年後見制度の利用について 17
 認知症サポーター養成講座を開催しませんか？ 17
 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ 17
 骨粗しょう症検診を行います 17
 集団健診（検診）のご案内 17
 脳ドックのお知らせ 19
 がんドック（PETがん検診）のお知らせ 19
 子宮がん検診（慶愛女性クリニック）のお知らせ 20
 乳がん検診（北斗クリニック）のお知らせ 20
 乳がん検診（公立芽室病院）のお知らせ 20
 PET乳がんドック（北斗クリニック）のお知らせ 21
 5月の健康カレンダー 21
 母子手帳は予約制です 21

【図書館・体育館】

おはなし会にお越しください 22
 5月のエントランスホール展のご案内 22
 図書館カレンダー 23
 5月体育館第2競技場利用案内 23
 学校開放利用案内 23
 5月の体育館利用案内 23

【各課お知らせチラシ】

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します 25
 納税だより 26
 火の用心 27
 高齢者等在宅福祉サービスのご案内 27
 廃屋解体撤去に補助します 28
 交通事故相談所をご利用ください 28
 まちの人事 29
 ごみ収集カレンダー 29
 コミュニティバスについて 30
 清水ミライ自分ごと化会議のご案内 30
 結婚新生活を応援します 33

343333230292928272625 2423232323 2222212120202019191818181717171716 161615 1515151414

農業委員会点検・評価及び活動計画について意見を募集します

町農業委員会では、目標及びその達成に向けた活動に対する適正な事務実施を推進するため、令和元年度の点検・評価(案)及び令和2年度の活動計画(案)を作成しました。

この点検・評価(案)及び活動計画(案)を策定するにあたり、広く町内在住の皆さんからご意見・要望等を募集します。

▼募集案件

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」

▼募集期間

4月15日(水)～5月18日(月)

▼意見提出対象者

町内在住の人

▼対象事業の案が閲覧できる場所

役場1階まちづくり情報コーナー、役場1階農業委員会、御影支所、町ホームページ

▼応募方法

意見提出用紙(他の用紙でも可)に、意見、住所、氏名、電話番号

消防職員を募集します

令和3年4月1日採用予定の消防職員を募集します。お申し込み前に必ず試験案内で受験資格と申込方法を確認してください。

試験案内は、4月13日(月)から、

とかち広域消防局総務課、十勝管内各消防署と帯広市役所1階総合案内で配布しているほか、とかち広域消防事務組合ホームページにも掲載します。

▼試験区分

大学卒、短大卒、救急救命士

▼採用人数

試験案内で確認してください。

▼試験日程

1次試験(一般教養試験、適性試験)は5月31日(日)に実施します。2次試験以降の日程は試験案内で確認してください。

▼試験会場

とかち広域消防局庁舎(帯広市西6南6)ほか

▼申

4月20日(月)～5月11日(月)までに、試験案内の採用試験申込書と郵便はがきを同封の上、とかち広域消防局総務課人事給与係(〒0800・0016 帯広市西6条南6丁

(連絡先)を記入の上、郵送、ファックス、電子メールにより役場農業委員会又は御影支所に提出してください。

※住所、氏名、電話番号(連絡先)が記入されていない意見等は採用しません。

※提出いただいたご意見等の内容を電話等によりご照会させていただく場合がありますのでご了承ください。

▼意見等の取扱い

提出いただいたご意見及び検討結果は、6月30日(火)までに役場1階まちづくり情報コーナーと町ホームページで公表します。個別の回答はしません。なお、意見等を提出された方の住所や氏名等の個人情報は一切公表しません。

▼意見提出・問

清水町農業委員会事務局

〒089・0192

清水町南4条2丁目2番地2

☎62・1155

FAX62・5116

✉iken@sun.town.shimizushima.jp

so.jp

目3番地1)に直接又は郵送でお申し込みください。

▼問 とかち広域消防局 総務課 人事給与係

☎0155・26・9121

消防団員を募集します

消防団員とは、管轄区域に居住又は勤務し、各自の職業に就きながら災害時などに活動する「自らの住む街は自らの手で守る」という正義と勇気の精神に基づいた組織である消防団の一員で、消防署だけの消防力には限りがあるため、火災規模の拡大が予想される場合などに招集を受け、災害対応の活動に従事します。

災害時に直方に対応できるよう訓練・研修等を定期的に実施し、団員としての教養や技術の向上、連帯感の強化に努めています。

▼定期訓練日

毎月1日、15日に1時間程度の訓練を行っています。消火訓練や高齢者住宅への防火訪問、火災予防運動など様々な訓練や活動を行います。

◇清水消防団 13時～

◇御影消防団 5時又は6時～

(時期により変動あり)

清水小学校・御影小学校プールの管理監視員及び清掃員を募集します

町民の体力向上並びに水泳の普及振興を目的に学校プールを開放しています。学校プールを開放するにあたり、管理監視員及び清掃員を募集します。

▼募集人員

若干名

▼応募資格

町内在住者

▼任用期間

6月初旬～9月中旬

▼勤務内容

管理・監視・清掃業務

▼報酬

1時間900円

▼諸手当

通勤距離(2km以上)に応じて通勤手当を支給します。

▼勤務時間

1週間当たり38時間45分以内の勤務時間になります。

【清水小学校プール】

◇平日 12時30分～20時15分までの7時間(休憩45分を除く)

◇土日祝日 9時30分～17時15分までの7時間(昼休み45分を除く)

◇夏季休暇期間の平日

9時30分～20時15分までの9時間45分(昼休み1時間を除く)

※学校授業がある場合は勤務時間の変更があります。

※毎週月曜日は休館日のため勤務はありません。

▼火災での消火活動

火災規模により消防署だけでは対応が困難な場合、消防サイレンの吹鳴、携帯のメールや電話により消防団員が招集されます。

消防団員は各担当する消防車に乗車して出動し、消防職員と連携して消火活動にあたります。また、現場周辺での車両誘導、立入制限に従事します。

▼風水害などの活動

消防団員は町の水防団員を兼ねています。台風や水害発生時には周辺の見回りや土の積みなどの災害による被害の軽減を目的とする活動にあたります。

▼消防団員の身分と待遇

◇非常勤特別職の地方公務員として処遇されます。

◇年間一定の金額が報酬として支給されます。

◇災害や訓練等に出動した場合や消防団用務に従事した場合には手当(費用弁償)が支給されます。

◇制服、活動服、防火衣、ヘルメット等必要な被服は貸与されます。

◇団員活動中の事故は、公務災害補償制度の対象となり医療費、休業補償などが適用されます。

【御影小学校プール】

◇平日 15時45分～17時45分、又は16時15分～18時15分までの2時間

◇夏季休暇期間の平日

9時45分～16時45分、又は10時15分～17時15分までの6時間(昼休み1時間を除く)

※毎月第3月曜日は休館日のため勤務はありません。

▼提出書類

履歴書(市販のもので顔写真付)

▼提出期限

5月13日(水)

▼選考方法

書類選考

▼提出・問

〒089・0111

清水町南3条1丁目1番地(町文化センター内)

清水町教育委員会社会教育課スポーツ係

☎62・5115

▼問

清水消防署庶務係

☎62・2519

御影分遣所消防係

☎63・2212

清水町道路維持管理事業に対する企業体の申請を受け付けます

町では、令和2年度の清水町道路維持管理事業(章刈・除雪)について、維持管理企業体の申請を受け付けます。

▼申請期限

5月8日(金) 17時

▼申請場所

総務課契約財産係

▼申請内容

令和2年度清水町道路維持管理事業(章刈・除雪)への企業体参加資格審査申請

▼参加要件

左記全てに該当するもの

◇企業体の構成員数は2社以上であること

◇前年に清水町が道路維持管理(章刈・除雪)契約した業者が1社以上参加していること

◇構成員は清水町入札参加資格審査申請を行っていること

▼問

建設課土木管理係

☎62・2113

**こどもの日にあわせ
公衆浴場を無料開放します**

こどもの日に合わせて、町公衆浴場を無料開放します。

▼対 小学生、幼児及び付添い人(ご名まで)

▼日 5月3日(日)～7日(木)

※5月6日(水)は休館日。

15時～22時

▼所 町公衆浴場

▼問 町民生活課生活環境係

☎62・11151

あげます・ゆずりください

あげたい・ゆずりたいものの情報を、無償を条件に掲載します。

掲載期間は3か月です。

広報レターなどに①欲しい・あげたい物②氏名③住所④電話番号を記入し、広報広聴係へ郵送、又は窓口、電話にて受け付けます。受け渡し方法は、広報広聴係を通して連絡先をお伝えし、当人同士でやりとりを行ってまいります。

【お問い合わせ先】

・金櫃、なた、パール、こぼれん、

バイクのカバー
▼問 企画課広報広聴係
☎62・21114

清水町議会報告会と町民との意見交換会を開催します

町議会でのよひな議論がされ、何が決まったのか、議員が直接町民の皆さんに分かりやすくお伝えします。

また、議会活動に対する意見や町政に対する提言を伺い、議会活動の機能を高めさらに活力あるものにするため、今年も議会報告会と町民との意見交換会を開催します。たくさんのご参加をお待ちしています。

▼日

◇清水会場 5月27日(水)19時

◇御影会場 5月28日(木)19時

▼所

◇清水会場

文化センター 2階会議室2

◇御影会場

御影公民館 2階講義室

▼問 議会事務局総務係

☎62・33317

**町民と町長のふれあい
トークは5月8日です**

町政への提言、要望など町長と気軽に話してみませんか？皆さんのお越しをお待ちしています。

お越しの際は、企画課広報広聴係へ事前連絡をお願いします。

▼問 企画課広報広聴係

☎62・21114

**公苑東町住宅(普通財産)
を企業(団体)向けに
貸し付けます**

企業向け貸付住宅を次の条件により貸し付けします。建設課で申請書を受け取り、必要事項を記入の上お申し込みください。

▼申込受付期限 5月15日(金)

▼入居予定日 5月下旬

▼貸付対象

①町内に事業所や事務所を有する企業(団体)で、従業員用の住宅として使用する場合。

②年内に新規進出を予定している企業(団体)で、従業員用の住宅として使用する場合。

③入居する従業員及びその同居者が暴力団員でない人

**ふれあい農園で
作物を育ててみませんか？**

町では、広く農業に親しんでいただくために、「ふれあい農園」を開園し、希望者に畑をお貸ししています。希望者は下記申込書でお申し込みください。

▼受付期限 4月28日(火)

※申込多数の場合は抽選、申込少数の場合は受付期限以降も随時受け付けます。

▼募集区画

20区画予定(1区画約14坪)

▼貸付期間 5月1日～11月15日(予定)

▼所 下佐幌運動公園横

▼¥ 1区画 千五百円

▼申・問 農林課農政係

☎62・11156、FAX 62・51114



▼契約条件

貸付契約の相手方は、企業又は団体との契約締結となります。

▼提出書類

①申請書

②入居予定者全員の住民票

③暴力団員でないか警察署へ意見を聴くこと同意書

④従業員であることを証明する書類

⑤新規進出予定企業は、それを確認できる書類

▼貸付の決定

選者により決定します。

▼貸し付けする建物

公苑東町住宅 1戸(南10条9丁目10番地2)

▼号数 2号

▼構造 木造平屋建

▼面積 78.36㎡(3LDK)

▼建設年度 昭和53年

▼貸付額(月額) 2万9千円

▼問 建設課住宅都市係

☎62・21113

「ふれあい農園」申込書

●住所

●氏名

●電話番号

**町営住宅及び御影単身者
住宅の入居申込を随時
受付します**

本年度も4月20日以降は、全ての町営住宅及び御影単身者住宅の入居申し込みは随時受け付けています。入居希望者は必要書類を建設課住宅都市係まで提出してください。

住宅に空きが出た時点で、困窮度の高い順に入居者を選者します。提出いただいた申込書の有効期限は令和3年3月31日までです。

▼必要書類

・建設課又は御影支所窓口にある申込書等

・暴力団員でないか警察署へ意見を聞く同意書

・入居予定者全員の住民票

・源泉徴収票など収入を証明する書類(収入がある方全員分)

・税金を滞納していない証明書(就学者を除く)

・その他、身体障がいのある人は障がい者手帳など

▼問 建設課住宅都市係

☎62・21113

読み手キッズ集まれ!

読み聞かせサークル「五月会」では、夏の特別お話し会に向けて、読み手となる参加者を募集中です。大人の方も親子での参加も大歓迎です。ぜひ五月会のメンバーと一緒に話し会を盛り上げてみませんか?

▼対 小学1年生以上

▼日 5月23日(土)、6月13日(土)、27日(土)、7月12日(日)

11時~12時

7月16日(木) 15時30分~17時

(※日時・練習回数は変更する場合があります)

▼所 清水町図書館2階AV室

▼お話し会日時

7月18日(土) 10時30分~

▼申 4月16日(木)~5月16日(土)

(受付時間10時~18時。火曜・祝日は休館です)

▼問

・図書館 ☎62・30030

・五月会(石井) ☎080・8

628・5101

4月から開放する施設等のお知らせ

冬期間閉鎖をしていました公衆トイレ等を開放します。

▼4月下旬(予定)から開放する施設

・清水公園ログトイレ(上駐車場)

・清水公園パノラマハウス

・清水公園バーベキューハウス

・下佐幌運動公園バーベキューハウス

・清水中央公園公衆トイレ

・有明公園公衆トイレ

・日の出3公衆トイレ

・御影公園公衆トイレ

・御影本通公衆トイレ

▼4月25日(土)から開放する事業

・清水公園ポート営業

9月27日までの土・日・祝日のみ営業します。(ただし、7月18日から8月31日までは毎日営業します)

▼営業時間 10時~17時30分

▼利用料金

・手漕ぎポート

大人150円、小人70円

・ペダルポート

大人300円、小人150円

▼問 建設課 ☎62・21113

空き地・空き家情報を登録しています

町では、空き地や空き家となっている資産の有効活用を図るため、資産所有者と利用希望者の情報交換を支援する事業を実施します。

町が窓口となり、所有者からの情報を基に台帳登録、賃貸・取得希望者に対して台帳を閲覧に供し、希望する物件の所有者の了承を得て、希望者に連絡先を報告します。この事業は情報交換のお手伝いをするもので、契約交渉への介入や調整などの斡旋は行いません。契約の交渉は当事者同士が行うこととなります。

空き地、空き家、空き店舗などを所有し、有効に活用する人をお探しの方はご連絡ください。

登録情報は町のホームページの「可越し住まい」↓「住宅・土地情報」↓「空地・空家情報」でも閲覧できます。

▼問 建設課 住宅都市係

☎62・21113

就業奨学生支援事業補助金について

平成31年4月1日以降に雇用した従業員が奨学金を返還している場合に、その一部を補助します。

▼対 町内の事業所

▼要件

・平成31年4月1日以降に町内に住所を有する新規卒業者を雇用
・新規に雇用した従業員が奨学金を返還している。

・事業者が町が交付する補助金に5%以上を加算して対象者に毎月支給する。

▼補助金の額

・返済している奨学金の額の2分の1(上限額1人につき年24万円)

▼交付期間

通算36か月まで支給します。

▼申・問 商工観光課商工労政係

☎62・11156

町営住宅家賃の減免について

町営住宅の家賃は、世帯全体の収入及び世帯の構成から決定していますが、入居されている方の異動、退職、失職などにより、世帯の収入額に変動があったときや、所得が著しく低い世帯については年度途中からでも家賃を減額できる場合があります(減額とならない場合もあります)。役場2階建設課にて必要書類に記入いただき手続きをしてください。家賃減額の該当となる場合は、手続きいただいた翌月から減額となります。

▼問 建設課 住宅都市係

☎62・21113

子育て時期のカラス対策について

カラスは攻撃的な鳥ではなく、ふだんに襲い掛かることはありませんが、春先から7月頃にかけては子育て時期のため、警戒心が強まり、通行人に威嚇行動をする場合があります。

農村浄化槽設置推進事業補助金制度のお知らせ

本町の公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処置区域外の地域において、農村浄化槽設置推進事業により自己又は従業員の居住用の住宅に合併処理浄化槽(し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。)を設置しようとする町内に住所を有する個人又は法人に対し補助金を交付します。

▼補助申請の受付期限

10月31日(土)

補助条件と補助金額は、農林課へお問い合わせください。

▼問 農林課農政係

☎62・21112

帯広労働基準監督署の電話番号が変わりました

令和2年4月1日より、ダイヤルイン導入に伴い次のとおり電話番号が変更になりました。なお、従来の代表番号(☎0155・22・8100)は廃止を予定しています。

威嚇行動から身を守る

◇カラスが集まっていたら、その付近には近づかないようにしましょう。

◇帽子をかぶる、傘をさすなどして頭を守りましょう。

◇ヒナが地面に落ちてても、不用意に近づかないようにしましょう。

◇警戒中のカラスから離れるときは、目を離さず背中を向けないようにしましょう。

状況が改善しないとき

対策として、巣を除去する方法があります。カラスの巣が街路樹や電柱にある場合は、管理者へ連絡してください。巣が自宅などの民有地にある場合は、土地所有者の対応となります。

※野生の鳥獣や卵を捕獲する場合は、法に基づき許可が必要です。

※カラス等の野鳥へのエサやりは、近隣の生活環境に被害をもたらすため、絶対にやめてください。

▼問 町民生活課生活環境係

☎62・11151

▼労働時間・賃金等の労働基準関係の届出など(監督課)

☎0155・97・1243

▼労働安全・労働衛生関係の届出など(安全衛生課)

☎0155・97・1244

▼労災保険給付・労災年金・労働保険加入・保険料関係の届出など(労災課)

☎0155・97・1245

▼賃金・解雇などの相談(総合労働相談コーナー)

☎0155・97・1242

▼FAX番号

☎0155・21・1924(変更はありません)

▼問 帯広労働基準監督署

☎0155・97・1243

広報で撮影した写真のデータをよく活用ください

広報広聴係で撮影した写真のデータは、USBやCD・R、DVD・Rなどを持参いただければ必要に応じてお渡し可能です。町の思い出を共有しませんか? ※二次転用は禁止します。

▼問 企画課広報広聴係

☎62・21114

家庭用浄水器設置費用を一部補助します

- ▼対 次のいずれにも該当する人。
 - ・本町の水道給水区域以外に居住し、飲料水及び生活用水用の井戸水を使用している個人。(ただし、本町の水道給水区域外に事業所を有し、従業員が使用する飲料水及び生活用水用の井戸水を使用している法人及び個人も対象とします。)
 - ・井戸の水質が厚生労働省で定める飲料水の基準に適さない。
 - ・家庭用浄水器を設置又は既に設置した浄水器を更新する人。
 - ・町内に住所を有する人。

▼補助金額

浄水器等の設置費の2分の1以内を補助します。(限度額は50万円)

▼問 水道課業務係

☎62・1154

水道の申し込み・届出をお願いします

水道の使用を始めるとき及び使用をやめるときは、あらかじめ水道課への届出が必要です。また、2か月以上使用しない場合は、一時的に休止(使用しない期間は水道料金をかけないこと)にすることも可能です。

なお、使用をやめるときは、蛇口・トイレ・ボイラーなどの給水装置の凍結防止対策は、使用者の責任で行ってまいります。

▼問 水道課業務係

☎62・1154

タイヤの盗難に注意!

タイヤ交換の時期に伴い、タイヤの盗難発生が増加しています。次の事に気をつけて、タイヤの盗難を防ぎましょう。

大切なタイヤが盗まれないために
・車庫等の力ギのかかる場所に保管する。
・タイヤをチェーン等で連結して保管する。

・保管場所付近にセンサーライト等の防犯機器を設置する。

ポイント:盗みに要する時間をかけさせたり、光や音で人目に触れさせることが有効です。

▼問 町民生活課住民活動係

☎62・1151

デジタル防災行政無線の放送について

4月から、デジタル防災行政無線は次のとおり放送します。

▼戸別受信機(各家庭に設置)の放送

①緊急時の放送

災害など緊急を要する情報の放送

②定時放送

毎月1日及び15日の12時5分と19時に放送。内容は防災情報の広報及び町政の周知など。

③時刻を告げるチャイム(第九の音楽) 毎日、正午に放送。

▼屋外拡声器(公園など外に設置)の放送

①緊急時の放送

屋外にいる住民に対し、災害など緊急を要する情報の放送。

②時刻を告げるチャイム(夕焼け小焼けの音楽) 毎日、17時に放送。

▼問 企画課広報広聴係

☎62・2114

木造住宅の耐震診断・耐震改修に対して補助します

人命や財産を地震による災害から守る目的で、木造住宅の耐震化を推進するため、居住している住宅の耐震診断や耐震改修などについて補助します。

▼耐震診断補助

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅に居住している所有者が耐震診断を行うとき、一定の基準を満たすと費用を補助します。

▼耐震改修補助

耐震診断により倒壊する可能性があるなどと診断され、耐震改修工事を行うときは、一定の基準を満たすと費用を補助します。

▼補助額

- 耐震改修工事費が
 - ・20万円未満の場合
 - その費用の額
 - ・20万円以上、200万円以下の場合
 - 20万円
 - ・200万円を超える場合
- 耐震改修工事費の10%(上限は

50万円)

※耐震診断・耐震改修工事の申請は12月30日に受付を終了します。

また、耐震診断・耐震改修工事の完了報告は令和3年3月12日が期限です。

なお、申請後の交付決定は国からの補助決定通知以後(概ね1か月程度)となります。

※他の国費補助金及び国費交付金と重複して申請できません。

▼耐震改修促進税制

耐震改修を行うことにより所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

▼申・問

- 所得税
 - ・帯広税務署 ☎0155・24・2161
 - 固定資産税
 - ・建設課建築係 ☎62・2113
 - ・税務課 ☎62・1152

戸建て木造住宅の簡易耐震診断を無料で実施します

昭和56年に建築基準法の耐震基準が大幅に改正されました。

昭和56年以前に建てられた住宅は、地震に対して有効な耐震性能を持っていない可能性があります。

近年、大地震が全国各地で発生していますので、大切な家庭や財産を守るために昭和56年以前の住宅にお住まいの方はご相談ください。

▼対象住宅

- 1) 町内に住宅を所有又は居住している方
- 2) 2階建て以下で延べ面積が500㎡以下であること。(プレハブ住宅は除く)
- 3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- 4) 過去にこの耐震診断を実施していない住宅
- 5) 清水町木造住宅耐震改修等補助事業による耐震診断を実施していない住宅

▼診断方法

- ・財団法人日本建築防災協会の診断ソフト(一般診断法)を使用し

ダムの放流について

十勝川上流のダムから放流をするときには、サイレンとスピーカーでお知らせします。

サイレン等が鳴ったときは、川に近づくと危険ですので川から離れるとともに、十分ご注意ください。

▼問 電源開発(株)上士幌電力所

☎01564・2・4101



ます。図面及び申請者からの聞き取りにより診断を行うため、現地調査は行いません。

【受付期限】

・令和3年3月31日(水)

※土日祝祭日を除く

▼診断費用 無料

▼申請手続き

・役場建設課備え付け又は町ホームページからダウンロードした耐震診断申込書に必要事項を記入し、役場建設課へ提出してください。

また、住宅の図面(仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かいの位置等のわかるもの)の原本又は「コピー」を一緒に提出してください。(図面がないと診断できません)

・診断の期間は、おおよそ2週間以内ですが、前後する場合があります。

▼留意事項

- ・図面がない場合は、診断に必要な情報を得られませんので、診断をお受けできません。
- ・診断結果は耐震性の目安となり耐震性能を保証するものではありません。

▼問 建設課 ☎62・2113

住宅取得奨励金交付制度のお知らせ

町内に住宅を新築・購入する方を支援する、住宅取得奨励金交付制度を実施しています。是非、ご利用ください。

▼対 自らが居住する目的で、町内に住宅を新築又は新築住宅若しくは中古住宅を取得する方で、取得後5年以上継続して居住される、次のいずれかの制度に該当する人。

①子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付制度

住宅を取得され入居時に15歳以下の子がいる世帯（母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯も含む）で、住宅を取得する人。

②移住者定住促進住宅取得奨励金交付制度

一年以上町外に居住され、住宅を取得し、町内に移住される人。

③定住促進住宅取得奨励金交付制度

町内の賃貸住宅に一年以上居住され、住宅を取得する人。

※上記制度を重複して受けることはできません。また、次のいずれかに該当するときは、交付対象者から除きます。

災害出動情報をお知らせします

▼災害出動情報の確認方法

聴覚又は発語などに障がいのある方をはじめ、広く町民の方々が安心して暮らすことができる環境を提供するため、火災や災害等の出動情報をお知らせします。

確認の方法は、とがち広域消防事務組合のホームページ内にある「災害出動情報」へアクセスしていただくか、とがち広域消防局災害案内番号「01800-99-1198」へお電話ください。（一部のIP電話では繋がらない場合があります。）

▼注意事項

・詳細な住所・氏名等、個人が特定できる情報は提供していません。
・活動の妨げとなるおそれがあるため、現場へは近づかないでください。

▼問 清水消防署

☎62・25119



◇住宅の新築又は中古住宅の購入に限り、移転補償を受けている人。
◇交付対象者の同一世帯員が町税、その他市町村に対する債務の履行を滞滞している人。

◇過去にこの制度による奨励金の交付を受けた人。

◇清水町暴力団排除条例に規定する暴力団員である人がいる世帯。

◆対象住宅

◇新築 自己で新しく住宅を建てるとは他人に建築を請け負わせ新しく住宅を建てたもので、取得価格が500万円以上のもの。

◇新築住宅

新築の住宅で、未だ人の居住の用に供したことがない住宅で、完成から1年以内のもので、取得価格が500万円以上のもの。

◇中古住宅

過去に居住の用に供された住宅で、同時に敷地の取得を行い、その取得価格が250万円以上のもの。ただし、2親等内の親族から購入する住宅は除く。

※別荘等の一時的に使用する住宅及び賃貸住宅は対象外。

▼問 商工観光課移住定住促進係
☎62・1156

4月8日から町有バスの運行時刻と経路を変更します

町有バスの一部路線の運行時刻と経路を次のとおり変更しました。

▼問 学校給食センター

☎62・2616

石山・北清水・神居線		
登校時刻	停留所	下校時刻
7:32	国道石山13線	16:01
7:44	北清水5線3号	15:49
7:48	清水学童保育所前	15:45
7:52	清水基線14号横	16:15
7:56	清水中学校前	15:40
8:03	清水神社前	15:46
讃岐線		
登校時刻	停留所	下校時刻
7:42	讃岐会館前	15:55
7:44	清水1線7号付き	15:53
7:52	清水中学校前	15:40
7:56	清水学童保育所前	15:45

子ども用品リサイクルデーのお知らせ

町民の皆さんより譲って頂いたおもちゃやベビー用品、絵本などを必要な方に無償でお譲りします。お問い合わせの上お越しください。

▼日 5月29日(金)9時30分～
(品物が無くなり次第終了します)

区分	交付金内訳			
	現金	商品券		
①子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付制度	新築・新築住宅(町内業者施工)	100万円	80万円	20万円
	新築・新築住宅(町外業者施工)	80万円	60万円	20万円
	中古住宅	50万円	45万円	5万円
②移住者定住促進住宅取得奨励金交付制度	新築・新築住宅(町内業者施工)	80万円	60万円	20万円
	新築・新築住宅(町外業者施工)	60万円	40万円	20万円
③定住促進住宅取得奨励金交付制度	中古住宅	40万円	35万円	5万円

住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金交付制度のお知らせ

町内の建設業者が施工する住宅リフォーム及び太陽光発電システム導入を行う方に対して、清水町ホームページの「商品券」を交付します。この奨励金交付制度は、町内の経済循環力を高め、地域活性化及び雇用を安定させる

目的で行っています。是非、ご利用ください。

▼対

◇町内に住所を有し、自ら所有・居住する住宅をリフォームする人又は太陽光発電システムを設置する人

◇町税等を滞納していない人

◇過去にこの制度による奨励金の交付を受けていない人

◆対象工事

◇住宅リフォーム

町内の施工業者が行い、その全てを他市町村の業者に委託しないもので、見積額から対象外費用を除いた額が50万円以上の工事

◇太陽光発電システム導入

①新築住宅に設置する工事

②町内施工業者が行う住宅リフォームと同時施工の工事

③町内施工業者が行う工事

◆奨励金交付額

◇住宅リフォーム

工事に要した費用の10%（千円未満切捨て）【限度額15万円】

◇太陽光発電システム導入

工事に要した費用の5%（千円未満切捨て）【限度額5万円】

▼問 商工観光課商工労政係

☎62・1156

子育て家庭に育児用品を貸し付けます

チャイルドシート、ベビーカー、ベビーカーを1年間無料で貸出します。ご予約は2か月前から受け付けます。

▼対 町民で、小学校就学前の子さんの保護者など

▼必 印鑑、身分を証明するもの。

※チャイルドシートの貸付申請には運転免許証、車検証が必要です。

▼問 子育て支援課 子育て支援センター
☎69・2226

「ファミリーサポートしみず」の会員を募集します

「ファミリーサポートしみず」は、子育ての援助を受けたい人（依頼

会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）をつなぐ地域の子育て支援のシステムです。会員を募集します。

▼内容 子どもの預かり、送迎

産前産後の家事・育児援助など

▼対 小学校6年生まで

▼対 1時間700円より

※休日は料金が変わります。

▼助成 町から一部助成が受けられます。1時間400円より

▼その他 会員と援助を受けるお子さんは保険に加入します。

◇依頼会員

・生後3か月から小学校6年生までの児童と同居している親族

・妊産婦の方

◇提供会員

・心身ともに健康な満20歳以上の方（講習会あり）

※依頼会員、提供会員の両方に登録することもできます。

※いずれも町内に住所を有する人が対象です。

▼申 利用して頂くには登録が必要です。

▼問 子育て支援課子育て支援係

☎69・2226

ベビーマッサージに参加しませんか

ベビーマッサージとは、裸の赤ちゃんの全身をお母さんが優しくマッサージするものです。お子さんの発育や情緒の発達をうながす効果があります。また、お母さんの育児のストレスをやわらげ、楽しくお子さんと向き合う時間をもつことができます。目と目を合わせながらの優しいタッチでお子さんへ「大好き」の気持ちを伝えてみませんか。

- ▼日 毎月第1、4木曜日(第5週目はお休みです) 11時～11時30分
 - ▼所 保健福祉センター
 - ▼対 おおむね生後1か月から
 - ▼持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、オムツ
 - ▼その他 事前申し込みの必要はありません。直接会場へお越しください。参加は無料です。
- 参加回数に制限はありません。



児童手当のご案内

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために支給するものです。

▼対 0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童

◆支給額

所得制限を超えない場合(児童手当)	3歳未満	月額 15,000円(一律)
	3歳以上 小学校修了前	月額 10,000円(第3子以降は15,000円) ※注
	中学生	月額 10,000円(一律)
所得制限を超える場合(特例給付)	0歳～中学生	月額 5,000円(一律)

※注 第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうちの第3子以降をいいます。

◆所得制限

児童を養育している人の所得(※注)が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円支給します。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき所得制限限度額に38万円を加算します。

※注 配偶者、同居家族の所得は合算しません。

◆支給予定日

支払日	6月10日	10月10日	2月10日
支払月分	2～5月分	6～9月分	10～1月分

※毎年6月、10月、2月の3期に、それぞれの前月分までが支給されます。

※支払日が土・日・祝日等に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

◆支給額及び所得制限(令和2年4月)

- ・受給資格者の所得により決定されます。
- ・受給資格者や同居扶養義務者の所得が所得制限を超える場合は、支給されません。

区分	手当月額
児童1人の場合	全部支給: 43,160円
	一部支給: 43,150円～10,180円(所得に応じて決定されます)
児童2人の場合	全部支給: 53,350円
	一部支給: 53,330円～15,280円(所得に応じて決定されます)
児童3人の場合	全部支給: 59,460円
	一部支給: 59,430円～18,340円(所得に応じて決定されます)
児童4人目以降は省略	

※支給額は、改定される場合があります。

◆支給予定日

支払日	5月11日	7月11日	9月11日
支払月分	3、4月分	5、6月分	7、8月分
支払日	11月11日	1月11日	3月11日
支払月分	9、10月分	11、12月分	1、2月分

※支払日が土・日・祝日等に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

児童扶養手当のご案内

▼対 次の(1)～(9)に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を養育している、父又は母、養育者。

- (1) 父又は母が婚姻を解消した子ども
- (2) 父又は母が死亡した子ども
- (3) 父又は母が一定程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある子ども
- (4) 父又は母が生死不明の子ども
- (5) 父又は母が1年以上遺棄している子ども

(6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども

- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
 - (8) 婚姻によりなごび生まれた子ども
 - (9) 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども
- ※離婚の場合、親権のある父又は母が、親権のない父又は母と同居している場合、手当の受給ができませんので注意ください。
- ※公的年金の受給など、この他の支給要件があります。
- 状況により必要書類等が異なりますので、まずは子育て支援課までご相談ください。

▼問 子育て支援課児童保育係

☎69-2226

子育て支援センター事業について

5月の子育て支援センター事業を次のとおり行います。

子育て支援センター事業カレンダー 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 げんき PMげんき	2
3	4	5	6	7 よちよち ベビマ PMげんき	8 げんき PMげんき	9
10	11	12 げんき 御影げんき PMげんき	13 げんき	14 よちよち ベビマ PMげんき	15 げんき PMげんき	16 ファミリー
17	18	19 げんき 御影げんき PMげんき	20 げんき	21 よちよち ベビマ PMげんき	22 げんき PMげんき	23
24	25	26 げんき 御影げんき PMげんき	27 げんき	28 よちよち ベビマ PMげんき	29	30
31						

御影げんきひろばのお知らせ
 第3週の御影げんきひろばは御影こども園で行います。御影こども園へ直接お越しください。
 *日時 5月19日(火) 10時～11時30分
 *問い合わせ先
 子育て支援課子育て支援センター
 TEL69-2226

- げんきひろば 9:30～11:30 げんき
 ※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
 - 御影げんきひろば 10:00～11:30 御影げんき
 ※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
 - PMげんき 13:30～15:30 PMげんき
 ※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
 ※げんきひろばのスペースを開放します。
 - よちよちひろば 9:30～11:30 よちよち
 ※0歳～おおむね1歳半までの子とその保護者が対象です。
 - ベビーマッサージ 11:00～11:30 ベビマ
 ※おおむね生後1か月から
 ※持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、おむつ
 - ファミリーデー 9:30～11:30 ファミリー
 ※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
- ◎会場は、保健福祉センターです。
 ◎御影げんきひろばの会場は改善センターです。
 ◎詳しくは、子育て支援センター(☎69-2226)までお問い合わせください。

※日程は変更になることがあります。町のホームページや母子手帳アプリ等でお知らせします。



特別児童扶養手当のご案内

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつる児童(以下「対象児童」といいます。)を家庭で監護、養育している父母等。

ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は支給されません。

(1)受給資格者や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。

(2)対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき(ただし、通所している場合は除く)。

(3)対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができないとき。

◆支給額(令和2年4月分から令和3年3月分まで)

障害等級	手当月額
1級	52,500円
2級	34,970円

◆所得制限
 ・受給資格者、配偶者及び同居扶養義務者の所得のいずれかが、所得限度額を超える場合は、支給されません。

◆支給予定日

支払日	4月11日	8月11日	11月11日
支払月分	12～3月分	4～7月分	8～11月分

※支払日が土曜日、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

▼認定基準

認定には、1級認定、2級認定があり、以下がおおよその基準となります。

- ・1級
療育手帳A・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳B・身体障害者手帳3級又は4級の一部

※手帳がなくても特別児童扶養手当の支給対象になる場合があります。また、療育手帳や身体障害者手帳が上記の級に当てはまっていなくても、診断書の内容で変わる場合があります。

※手当の審査・認定・支給は、北海道が行います。

▼所得制限

・受給資格者、配偶者及び同居扶養義務者の所得のいずれかが、所得限度額を超える場合は、支給されません。

状況により必要書類等が異なりますので、子育て支援課までご相談ください。

▼問 子育て支援課児童保育係

☎69・22226

ヒグマに注意してください

山菜採りの時期を迎えるにあたり、例年、春季に「ヒグマ注意特別期間」を設定し注意喚起に努めているところです。この時期、山林などではヒグマと遭遇する機会が多くなります。ヒグマと遭遇しないためには出没情報に気を付け、次の事項に注意し、ヒグマによる事故を防止しましょう。

◆北海道の森林、山林、河川では、ヒグマの出没を考慮して行動しましょう。

◆単独行動を避け、早朝や夕方、雨や霧で薄暗い時には森林、山林、河川に入らないようにしましょう。

◆鈴やラジオで音を出しながら歩き、ヒグマの糞や足跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

◆ヒグマがゴミの味などを覚えると、それを目当てに人里近くまで出没することになります。危険なヒグマを作らないため、ゴミやお供え物なども持ち帰って処理してください。

有害鳥獣駆除の対応について

ヒグマやエゾシカの出没状況によつては、山林などでライフなどの銃により駆除(捕獲)を実施します。森林、山林、河川に入る場合はオレンジ色など目立つ服装をお願ひします。

自宅周辺でも有害鳥獣が寄ってこないように、ゴミや食べ物の残さ、畜産飼料などを適正に管理願ひします。

▼問

・農林課林務係 ☎62・21112
 ・御影支所 ☎63・21111

町では、ヒグマ・エゾシカ・キツネ・アライグマ・カラスなどの有害鳥獣の駆除は、猟友会十勝清水部会と委託契約を結び対応しています。農業者などからの町への駆除依頼によつて、猟友会十勝清水部会と連携し、駆除員(会員)が有害鳥獣の出没状況等を駆除依頼者と連絡を取り、銃器とわなで駆除します。(駆除員の出役、捕獲などの実績に応じて、十勝清水部会に委託料を支払います)

自立支援医療(育成医療)のご案内

育成医療は身体に障がいのある児童で、その障がいを除去、軽減する治療で確実に効果が期待できる児童に対し、必要な医療費(手術費用、入院費等)の一部を公費で負担する制度です。

身体に障がいがあり手術等により、その障がいを除去、軽減することが確実に期待できる児童の保護者。

▼対象となる障がいや疾患

- ・視覚障害：白内障、先天性緑内障
- ・聴覚障害：先天性耳奇形
- ・言語障害：口蓋裂等
- ・肢体不自由：先天性股関節脱臼等
- ・内部障害：心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他先天性内臓障害

状況により、必要書類等が異なりますので、まずは子育て支援課までご相談ください。

▼問 子育て支援課児童保育係

☎69・22226

個人などでの捕獲申請に対しては、町から謝礼(報償費)の支払いは行いません。

有害鳥獣駆除の希望者は、農林課林務係までご連絡ください。

また、アライグマの捕獲を行っています。町の許可によつて「箱わな」を使ってアライグマを捕獲できますので、捕獲に向けて協力をお願ひします。(捕獲後の処置は町等で行います)

「箱わな」は適正な管理等を条件に無料で貸し出します。

アライグマなどの被害情報、「箱わな」設置などは農林課林務係までご連絡願ひします。

なお、有害鳥獣駆除の捕獲において、有害鳥獣や駆除員が農地に入り込み、農作業の支障になる場合がありますのでご協力をお願ひします。駆除の実施にあたり捕殺した有害鳥獣は、依頼者の所有地内の土中埋設処理にご協力をお願ひします。駆除の実施にあたり、周辺の方に銃声等でご迷惑をおかけしますが、ご理解願ひします。

▼問 農林課林務係

☎62・21112

山火事予防にご協力ください

山火事が発生しやすい時期になりました。山菜採りなどで入林する際は、火の取り扱いに十分注意してください。

町林野火災予防対策協議会では、「林野火災危険期間」などを設定しましたので、お知らせします。

◆4月1日から6月30日までを「林野火災危険期間」

◆4月10日から5月20日までを「林野火災予防強化期間」

◆5月1日から5月7日までの7日間は「無煙期間」とし、火入れの許可はしません。

火入れの申請、許可の問い合わせ等は、農林課林務係又は御影支所までお願ひします。

▼問

・農林課林務係 ☎62・21112
 ・御影支所 ☎63・21111

有害鳥獣駆除における越境捕獲を行います

本町と芽室町及び新得町の間で、市町村の境界より約1kmの範囲内の越境駆除の承諾書を取り交わし、ヒグマの鳥獣の被害に対応できるよう三町並びに三町猟友会が連携し取り組んでいます。これにより、芽室町及び新得町猟友会の会員が境界を越え、駆除を行う場合もあります。

芽室町及び新得町境に農地並びに住所を有する人は、ご了承くださいます。

▼問 農林課林務係

☎62・21112

協会けんぽ保険料率改定のお知らせ

令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・41%、プラス10ポイント、介護保険料率は79.0%(プラス0%)となります。健康保険及び介護保険料率の引き上げに関して、ご理解をお願ひします。

▼問 全国健康保険協会

☎0111・7266・0352

第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金(記念国債)を支給するものです。

▼支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - 2、戦没者の子
 - 3、戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4、1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記念国債

▼請求期間

令和2年4月1日から令和5年(2023年)3月31日

(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。)

▼請求窓口・問

保健福祉課福祉係
☎69・2222

※請求者がお住まいの市町村援護窓口にご相談ください。

外出時の緊急連絡先カードを作製します

外出時に具合が悪くなった際、あらかじめ緊急時の連絡先などを示したカードを身に付けておくこと、周囲に緊急連絡先を伝えることができる場合があります。カード作製希望者は保健福祉課在宅支援係へお申し込みください。

- ▼必 印鑑、写真(横2cm、縦3cm程度・希望者のみ)
- ▼¥ 無料

▼申・問 保健福祉課在宅支援係(町地域包括支援センター)
☎69・2233

基本の様式です。ラミネートしてお渡します。

しみず たらう	必要な場合 写真貼り付け
氏名 清水 太郎	
血液型 Rh+ A	
生年月日 昭和 年 月 日	
住所 上川郡清水町南4条2丁目2	
かかりつけ医療機関	
○〇医院 0156-62-1234	
○〇病院 0156-62-9876	
緊急連絡先① 清水良子(妻) 090-0123-4567	
緊急連絡先② 清水良夫(知人) 090-9876-5432	

救急医療情報キットを配付しています

救急隊員等が緊急時に迅速で適切な救急措置を行うため、希望者に救急医療情報キットを無償で配付しています。

▼対 本町に住民登録をしている人で、

- ・65歳以上の一人暮らしの人
- ・70歳以上の方のみで構成される世帯の人

▼使い方

・ケース外側に氏名を記入します。
・ケースの中に入っている救急情報用紙に、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先等を記入してケースの中に戻し、冷蔵庫に保管します。

・ケースの中に入っているシールは、1枚を玄関の見えやすい場所に、もう1枚は冷蔵庫の扉に貼ります。残り1枚は予備となります。
・駆つけた救急隊員等がシールを見て、キットの所在を確認し、救急措置に役立っています。

※お薬情報、かかりつけ医、緊急連絡先などの救急情報はごまめな見直しと修正が重要です。

▼申・問 保健福祉課在宅支援係
☎69・2233

道立心身障害者総合相談所による巡回相談を行います

令和2年度の道立心身障害者総合相談所による巡回相談が、次の日程で実施されます。相談を希望される方は、保健福祉課福祉係までお申し込みください。
なお、相談申し込み多数の場合は、総合相談所十勝支所で調整されますのでご了承ください。

▼相談内容

1. 身体障がい及び知的障がいの方々の医学的、心理学的及び職能的判定など(療育手帳の再判定も含まれます)
2. 補装具の処方及び適合判定等

実施時期(予定)	実施会場・住所
5月25日～28日	帯広市グリーンプラザ (帯広市公園東町3-9-1)
7月27日～30日	
11月9日～12日	
令和3年1月26日～28日	

▼問 保健福祉課福祉係
☎69・2222

介護マーク名札を配付しています

高齢者等の介護は、他の人から見ると介護をしていることが理解されにくく、誤解や偏見を持たれる場合があります。

介護をする人、される人を温かく見守ることができるよう、周囲の人に介護中と伝える「介護マーク名札」を配付しています。

▼対

- ・町内に住所を有する高齢者等の介護者
- ・町内に所在する介護事業所の職員
- ・町内に居住し、介護ボランティアをしている人

▼必 印鑑(申請時)

▼申・問 保健福祉課在宅支援係
☎69・2233



「高齢者タクシー乗車券助成事業」の対象者が一部拡大となりました

町では、高齢者の交通支援等を目的にタクシー乗車券を助成していますが、4月1日より交付対象者のうち運転免許証自主返納者の交付対象が一部拡大となりましたのでお知らせします。

▼対 本町に住民登録をしている65歳以上の人で、

- ①要支援、要介護認定者
- ②介護予防・生活支援サービス事業対象者
- ③運転免許証自主返納者

「4月1日からの変更点

平成29年4月1日以前に運転免許証を自主返納した人も対象となります。

※申請には、運転免許返納時に警察署で発行される「運転免許の取消通知書」が必要です。(左図)



▼問 保健福祉課在宅支援係
☎69・2233

成年後見制度の利用について

判断能力が精神上的障がい(認知症、知的障がい、精神障がい等)により十分な場合に、財産(預貯金や不動産)管理に関する支援や、介護・福祉・医療サービスの各種手続きや支払いなど日常生活上の支援を行うため、家庭裁判所が本人に対する援助者(後見人等)を選び、本人の支援を行う制度が成年後見制度です。

制度には、家庭裁判所へ後見開始の申立てを行う「法定後見制度」と、将来のためにあらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する「任意後見制度」があります。

▼申・問

・保健福祉課在宅支援係
☎69・2233
・清水町社会福祉協議会
☎69・2200

認知症サポーター養成講座を開催しませんか？

「認知症サポーター」とは、認知症の人やその家族の「応援者（サポーター）」です。

より多くの人に「認知症サポーター」となっていたら、認知症になっても安心して生活ができる地域づくりを目指しています。

「認知症サポーター」になるには、「認知症サポーター養成講座」の受講が必要です。

「認知症サポーター養成講座」は

◆おおむね5名以上の団体であれば開催が可能です（サークル・町内会・職場・学校など）。

◆内容は、認知症の原因疾患、その症状や対応支援などで、時間は1時間～1時間30分程度です。

◆受講後、「認知症サポーター」の証である「オレンジリング」をお渡しします。

▼問 保健福祉課在宅支援係
☎69・22233



集団健診（検診）のご案内

生活習慣病や各種がん疾患等を早期に発見するために、集団健診（検診）を行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。また、各検診を受けていただくと、ハートモニターカードに健康ポイントがつかれます。

◆対象者

特定健診	清水町国保に加入されている40～74歳の人 ※年度内に40歳になる人は無料で受けられます。
早目健診	20～39歳の人（清水町国保以外の人でも受けられます。）
後期高齢者健診	後期高齢者医療の被保険者
胃がん検診 肺がん（結核）検診 大腸がん検診 CT肺がん検診	40歳以上の人（清水町国保以外の人でも受けられます。） ※腸閉塞や腸ねん転、大腸憩室炎等で治療を受けたことがある人や、透析中などで水分制限のある人、呼吸器疾患で常時酸素吸入をしている人は、胃がん検診を受診できません。 ※妊娠中の人は、胃がん検診、肺がん検診、CT肺がん検診を受診できません。
内臓脂肪CT検査	20歳以上の人※妊娠中の人は受診できません。
前立腺がん検診	50歳以上の男性
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に検診を受けたことのない人
風しん抗体検査	風しん無料クーポン送付者の男性のみ

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者には、接種費用の一部を助成しています。接種を希望される人は、予防効果や副反応などを十分に理解したうえで、医師と相談し接種をお願いします。

▼対

①令和3年3月末までに65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人（今年度対象者には個別に案内を送付しています）

②接種当日に60歳から65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能が日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人
※肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象となりません。

▼所 町内医療機関（個別接種）

▼接種ワクチン 23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン

▼接種回数 1回

▼¥ 病院により接種料金が異なります。料金の一部（税込4千円）を町で負担します。

※生活保護世帯の人は全額町で負担します。

▼日・所

・6月15日（月）～6月16日（火）
保健福祉センター

・6月17日（水）～6月18日（木）
御影公民館

【受付時間】いずれの日も6時30分～10時30分

▼必 問診票、健康保険証

▼その他 検査内容や検診料などの詳細は、広報しみず4月号の折込みチラシをご覧ください。

▼申 5月20日（水）までに保健福祉センター内保健福祉課健康推進係へ、電話、FAX又は直接お申し込みください。後日、健診（検診）の日時や要領を申込者に通知します。

▼問 保健福祉課健康推進係

☎67・7320
FAX 69・2223

※介護老人福祉施設等に入所している人や町外の医療機関に入院している人は、町外の施設や病院での接種も一部を町で負担します。

▼申 令和3年3月31日までに各医療機関に直接お申し込みください。

▼問 保健福祉課健康推進係
☎67・7320

骨粗しょう症検診を行います

この機会に骨の状態をチェックして、毎日の生活習慣改善にお役立てください。

検査内容は極微量のエクウス線で、前腕の骨量の測定です。

検診の流れ

- 1 受付、検診料金の支払い
- 2 問診票記入
- 3 検査実施
- 4 医師より結果説明

*検診の結果、精密検査が必要な人には「精密検査依頼書」をお渡しします。その文書を持参し、精密検査を受けてください。結果受け取り後、町管理栄養士の栄養相談を希望する方は、保健福祉課健康推進係までご連絡ください。ま

脳ドックのお知らせ

北斗病院・帯広厚生病院での脳ドックの助成を行います。北斗病院での検査内容は問診、医師の診察、血液検査、血圧検査、尿検査、眼底検査、頸動脈エコー、心電図検査、MRI・MRA撮影です。（60歳以上は簡易認知症検査、動脈硬化検査も追加されます）

清水町国民健康保険の加入者は、脳ドックを受診されると特定健診を受診したことになり、年度内の集団・個別での特定健診は受診できませんのでご注意ください。

また、検査結果によって町保健師・栄養士から保健指導・栄養指導があります。

▼対

北斗病院は40歳以上の町民で前年度町の補助を受けて脳ドックを受診していない人

*帯広厚生病院は40歳以上の清水町国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険の被保険者で、町が実施する人間ドックを受診される人は、脳ドックをオプションで受ける場合に助成があります。

た、必要な人には後日、町からご連絡させていただく場合もあります。

受診に際して提供された個人情報報は検診の目的以外に利用しません。

▼対 町民で18歳以上の女性（平成15年3月31日までに生まれた人）*妊娠の可能性のある人は検診を受けることができません。

▼日

令和3年3月31日（水）までの毎週水曜日

【受付時間】14時～、15時～

▼所 清水赤十字病院

▼必 受付時、清水町民であることの確認をします。健康保険証など住所を証明できるものをお持ちください。

▼¥ 6百円

*生活保護世帯は無料になりますので、病院での受付時にお申し出ください。

▼定 20名

※定員になり次第終了します。

▼申 検査希望日前日までに清水赤十字病院（☎62・2513）に予約し、受診してください。

▼問 保健福祉課健康推進係
☎67・7320

▼日 「北斗病院」

- ・5月20、22、25、26、28、29日
- ・6月1、12、29、30日
- ・7月13、15、16、20、28、29日
- ・8月6、13、27、28、31日
- ・9月7、8、24、25、30日
- ・10月1、2、8、9、27日
- ・11月2、11、12、24、27日
- ・12月2、4、7日

「2021年」

1月25、26日、2月17、22日、3月1、4、15日

▼必 後日、健診（検診）の日時や要領を申込者に通知します。

▼¥ 「北斗病院」

・60歳未満の人は1万3千円
・60歳以上の人は1万5千3百円
▼定 80人（定員になり次第締め切ります）

▼申

4月20日より申し込みの受付を開始します。保健福祉センター内保健福祉課健康推進係まで、電話又は直接お申し込みください。（FAXでのお申し込みは受け付けません）

▼問 保健福祉課健康推進係
☎67・7320

がんドック（PET）がん検診（）のお知らせ

がんドック（PET）がん検診（）は、一度に首から骨盤部までのほぼ全身のがん疾患の早期発見が可能な検査です。検査内容は身体計測、尿検査、血液検査、便検査、甲状腺エコー、胸部CT、骨盤部MRI、PET・CT検査です。

必要書類は北斗検診センターから直接本人へ送付されます。結果は町にも通知されますことをご了承ください。

- ▼対 40歳以上の町民（昭和56年3月31日までに生まれた人）
- ▼日 4月15日（水）～令和3年3月31日（水）までの月曜日から金曜日
- ※検診の所要時間は約3時間半です（軽食あり）。
- ▼¥ 6万8千7百円（オプションでPET乳がん検診を受ける場合は、検診料金1万4千4百円が別途必要です）
- ▼所 北斗病院（北斗検診センター）
- ▼必 現金、保険証、事前に北斗病院から届く必要書類
- ▼申
- ①保健福祉課健康推進係まで電話でお申し込みください。

乳がん検診（公立芽室病院）のお知らせ

検診内容はマンモグラフィ検査、医師による視診・触診です。乳がんの早期発見のために、ぜひこの検診をご利用ください。

検診結果は検診当日、医師より結果説明があります。結果は町にも通知されますことをご了承ください。

- ▼対 町民で40歳以上の女性（検診は2年に1回）

②北斗病院検診センターに電話で受診予約をしてください。

③北斗病院検診センターから必要書類が郵送されますので、それに従い当日受診してください。

*申し込み時の注意点

- ・体内に金属（外科用クリップや心臓ステントなど）を埋め込んでいる方はMRI検査が可能かを主治医にご確認ください。ペースメーカーが入っている方はCT検査に変わります。
- ・現在歯を矯正中の方や閉所恐怖症の方及び血糖値が高い場合は、正確な診断が出ない場合がありますので、申し込み前にお問い合わせください。
- ・早期の胃がんや前立腺がん、腎がん、膀胱がん、肝臓がん、その他小さながんは、PETがん検診では判断が困難な場合があります。
- ▼問 保健福祉課健康推進係 ☎67・7320

子宮がん検診（慶愛女性クリニック）のお知らせ

検診内容は問診、医師診察、視診、子宮頸部細胞診です。子宮がんの早期発見のために、ぜひこの検診をご利用ください。

- ▼所 公立芽室病院 外科
- ▼必 後日、健診（検診）の日時や要領を申込者に通知します。
- ▼¥ 2千8百円
- *精密検査が必要な場合は健康保険証・別途検査料が必要となります。
- ▼定 40名
- ▼申
- ①保健福祉課健康推進係まで電話でお申し込みください。
- ②受診券・受診要領を郵送しますので、届きましたら公立芽室病院に電話で受診希望日の前の週の曜日までに予約してください。受診希望日の1か月前から予約できます。
- ③受診予約日に各自、受診券・検診料金・健康保険証を持参し受診してください。
- *申し込み時の注意点
- ・授乳中の方、ペースメーカーの入っている方、豊胸手術を受けている方は受診できません。
- ・乳がんの既往があり、医療（保険診療）にて経過観察中の方は受診できません。
- ▼問 保健福祉課健康推進係 ☎67・7320

検診結果は後日郵送されます。結果は町にも届きますことをご了承ください。

- ▼対 町民で20歳以上の女性（受診間隔は2年に1回）
- ▼日 4月15日（水）～令和3年3月31日（水）までの月曜日から金曜日の希望日

- 【受付時間】8時30分～11時、13時30分～16時
- ▼所 慶愛女性クリニック
- ▼必 後日、検診の日時や要領を申込者に通知します。
- ▼¥ 2千2百円
- ▼定 50名
- ▼申
- ①保健福祉課健康推進係まで電話でお申し込みください。
- ②受診券・受診要領を郵送しますので、届きましたら慶愛女性クリニックを受診してください。
- *当日の受付順に検診を行います。時間に余裕を持って受診してください。
- *申し込み時の注意点
- ・子宮がんの既往があり、医療機関（保険診療）にて経過観察中の方は受診できません。
- ▼問 保健福祉課健康推進係 ☎67・7320

PET乳がんドック（北斗クリニック）のお知らせ

PET乳がんドックはがんに集まる性質を持つPET検査薬を注射し、乳腺部分に集まっているかを調べる検査です。乳房への強い圧迫が不要のため、マンモグラフィに比べると、痛みはかなり少ない検診です。また、マンモグラフィや超音波よりがんを見つけやすく、日本人女性に多い高濃度乳腺の診断に威力を発揮します。結果は検診の2～3週間後に、自宅に郵送されます。結果は町にも通知されますことをご了承ください。

- ▼対 町民で40歳以上の女性（検診は2年に1回）
 - ▼日 4月15日（水）～令和3年3月31日（水）の火曜日・木曜日
 - 検査時間 14時～、14時30分～、15時～
 - ※検査の所要時間は2時間～2時間30分程度です。
 - ▼所 北斗クリニック 乳腺専門外来
 - ▼必 検診料金・健康保険証・問診票
- （北斗クリニックから事前に送付

乳がん検診（北斗クリニック）のお知らせ

検診内容はマンモグラフィ検査、必要時超音波検査も行います。乳がんの早期発見のために、ぜひこの検診をご利用ください。

検査の結果は検診の2～3週間後に、自宅に郵送されます。結果は町にも通知されますことをご了承ください。

- ▼対 町民で30歳以上の女性（平成3年3月31日までに生まれた人）
- ▼日 4月15日（水）～令和3年3月31日（水）の月曜日～金曜日
- 受付時間12時15分～、12時45分～
- ▼所 北斗病院クリニック 乳腺専門外来
- ▼必 後日、検診の日時や要領を申し込み者に通知します。
- ▼¥
- ・マンモグラフィ検査 2千百円
- ・乳腺超音波検査（必要時） 9百円
- ▼定 20名
- ▼申
- ①保健福祉課健康推進係まで電話でお申し込みください。

- されます（を持参し受診してください）。
- ▼¥ 2万4千4百円
- ▼申
- ①保健福祉課健康推進係まで電話でお申し込みください。
- ②北斗病院検診センターに電話で受診希望日の3週間から1か月前までに予約してください。
- ③北斗病院検診センターから検診案内・問診票が郵送されます。
- ④受診予約日に各自、検診料金・健康保険証・問診票を持参し受診してください。
- *注意事項*
- ①妊娠中・授乳中は検診を受診できません。
- ②検査前日の過度な運動や指圧、マッサージは避けてください。
- ③検査当日は7時までに食事を済ませてください。お水は飲んで構いません。
- ④糖尿病の薬を内服されている人は申し込み時にお問い合わせください。
- ⑤申し込まれた際の氏名・住所などの個人情報は、検診の目的以外には使用しません。
- ▼問 保健福祉課健康推進係 ☎67・7320

図書館カレンダー

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

□はお休み。■はおはなし会で10時30分から始まるよ！

おはなし会にお越しください
読み聞かせサークル五月会の皆さんの協力でおはなし会を行っています。季節にあわせた楽しいおはなしを用意しています。ぜひ、お越しください。
▼日 5月23日(土) 10時30分
▼所・問 図書館 ☎62・3030

5月のエントランスホール展のご案内

5月は、町内在住の生本美恵子さんによる動物のパステル画を展示します。
帯広動物園の人気者、象のナナを描いた作品など、細部まで丁寧に描き込まれた動物への愛情が伝わる作品をぜひご覧ください。
「開館30周年記念事業 生本美恵子パステル画展 だいき動物園」
5月1日(金)～5月30日(土) 10時～18時
※火曜・祝日は休館です。
▼所・問 図書館 ☎62・3030

5月学校開放利用案内

		18:00～19:30	19:30～21:30
清水小学校 体育館	日		
	月		
	火		
	水	サッカー少年団 (雨天時)	
	木		
清水中学校 体育館	日	18:00～19:30	19:30～21:30
	月		
	火	サッカー少年団 (雨天時)	
	水	サッカー少年団 (雨天時)	
	木	サッカー少年団 (雨天時)	

5月 体育館第2競技場利用案内

卓球協会 毎週 火曜日・木曜日 19:30～21:30 毎週 土曜日 18:00～21:30	卓球少年団 毎週 火曜日・木曜日 18:00～19:30 毎週 土曜日 9:00～13:00
ピンポン同好会 毎週 日曜日～金曜日 10:00～12:00	卓球友の会 毎週 月・水・金曜日 13:30～15:30
剣道少年団 毎週 水曜日・金曜日 18:00～21:30	清水高校卓球部 毎週 月曜日 16:00～20:00 毎週 火～金曜日 16:00～18:00 毎週 土曜日 9:00～13:00

※5月18日(月)は休館日です。

5月の健康カレンダー

	日	時	対象	会場
乳幼児健康相談	14日(木)	13時～16時	乳幼児	保健福祉センター
2か月児相談	21日(木)	10時～	令和2年3月生	保健福祉センター
乳児健診・BCG	20日(水)	13時～13時15分受付	令和元年12月生	保健福祉センター
		13時15分～13時30分受付	令和元年6月生	
1歳6か月児健診	22日(金)	13時～13時30分受付	平成30年9月1日～10月31日生	保健福祉センター
歯科検診・フッ素塗布	12日(火)	13時～13時20分受付	平成28年4月2日～平成30年10月31日生	保健福祉センター
	13日(水)			
	27日(水)			
	28日(木)			

知っていますか？「こころの健康相談」

こころの健康相談を保健所で、毎月第2水曜日と毎月第4木曜日に行っています。ご本人やご家族からの相談をお受けします。予約制ですので、帯広保健所又は保健福祉センター窓口までご連絡ください(専用電話0155-21-9110)。

<予防接種>
事前に接種医療機関へ予約してください。

定期の予防接種	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風)不活化ポリオ、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん(はしか)風しん混合(MR)、B型肝炎、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん予防、高齢者の肺炎球菌
任意の予防接種	おたふくかぜ(保護者と本人が医師と相談し、ワクチンの効果や副反応について、十分理解した上で接種するか否かを決めてください。)
接種医療機関	清水赤十字病院、だい内科医院、前田クリニック、御影診療所 なお、啓仁会病院は高齢者の肺炎球菌のみ実施しています。
接種料金	高齢者の肺炎球菌は、町が一部負担します。 その他の予防接種は、町が全額負担します。

母子手帳アプリでも配信しています！

清水町の保健事業や子育て支援センターからのお知らせがタイムリーに届きます。
下のQRコードからダウンロードできます。



※清水町からのお知らせを受け取るには、設定画面から「自治体登録」が必要です。



母子手帳の交付は予約制です

お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、妊娠が分かったら速やかに母子手帳の交付を受けましょう。母子手帳は保健福祉センターで交付しています。交付は予約制ですので、事前に連絡をお願いします。
▼日 平日の8時45分～17時30分
※交付には30分～1時間程度かかります。右記の時間帯で都合のつかない人はご相談ください。
▼必 個人番号(マイナンバー)の分かるもの、印鑑
▼問 保健福祉課健康推進係 ☎67・7320

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼育者は「犬の登録」と「狂犬病予防注射」を必ず行わなければいけません。今年度も狂犬病予防注射（集合注射）を実施します。なお、集合注射の際は大変混み合います。新規登録がある場合は、事前に役場町民生活課又は御影支所にて登録してください。

◆登録手数料 一頭につき 3,000円

◆注射料金 一頭につき 3,240円

◆その他

◇5月上旬に町民生活課から郵送される狂犬病注射済票（登録者のみに郵送しています）は、必ず持参してください。

◇注射料金支払いの際は、つり銭のないようにご協力願います。

※昨年10月から消費税増税に伴い、注射料金も値上げしていますのでご注意ください。

【実施日：5月15日（金）】

地区	実施場所	実施時間	分
下佐幌地区	下佐幌協和 下佐幌新生公会堂	9:30~9:35	5
	下佐幌中央 下佐幌福祉館	9:45~9:55	10
	下佐幌北栄 下佐幌北栄公会堂	10:00~10:05	5
	下佐幌1 下佐幌1公会堂	10:10~10:15	5
人舞地区	人舞5 人舞5公会堂	10:25~10:30	5
	人舞共栄 人舞共栄公会堂	10:35~10:40	5
	人舞4 人舞福祉館	10:45~10:55	10
	人舞2 大石商店前	11:05~11:15	10
熊牛地区	中熊牛 中熊牛第1会館	11:20~11:25	5
	北熊牛 北熊牛福祉館	11:40~11:45	5
美蔓地区	上美蔓 上美蔓公会堂	11:55~12:05	10
	美蔓 美蔓福祉館	13:20~13:25	5
熊牛地区	熊牛更生 熊牛更生公会堂	13:35~13:45	10
	熊牛 熊牛福祉館	13:55~14:00	5
清水地区	讃岐 讃岐会館	14:25~14:30	5
	上清水 上清水福祉館	14:40~14:45	5
	上清水 上清水2公会堂	14:55~15:00	5

【実施日：5月16日（土）】

地区	実施場所	実施時間	分
羽帯地区	羽帯 羽帯農業改善センター	9:30~9:45	15
	新羽帯 新羽帯公会堂	9:50~9:55	5
	下羽帯 下羽帯公会堂	10:00~10:05	5
御影地区	大和 大和公会堂	10:20~10:25	5
松沢地区	松沢 松沢福祉館	10:40~10:55	15
	北松沢 北松沢公会堂	11:05~11:10	5
	西松沢 西松沢公会堂	11:20~11:25	5
御影地区	柏木 柏木公会堂	12:50~13:00	10
	御影中央 中央公会堂	13:05~13:15	10
旭山地区	旭山 旭山福祉館	13:25~13:35	10
	東郷愛 東郷愛公会堂	13:40~13:50	10
羽帯地区	上羽帯 上羽帯少年自然の家	14:05~14:10	5

【実施日：5月17日（日）】

地区	実施場所	実施時間	分
御影地区	(市街) 世代間交流センター前	9:00~9:30	30
	御影鉄南団地公園	9:35~9:40	5
清水地区	東地域集会所	10:05~10:20	15
	清和団地集会所	10:25~10:35	10
	(市街) 北地域集会所	10:40~10:50	10
	清水町役場駐車場	10:55~11:25	30
	西地域集会所	11:30~11:40	10
	神居 神居福祉館	11:45~12:00	15
(市街)	有明公園駐車場	12:05~12:15	10

◆問
町民生活課生活環境係
☎62-1151



5月 体育館・第1競技場利用案内 [体育館 ☎62-2913]

		第1競技場												
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
1	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
2	土												一般開放	
3	日								卓球協会				一般開放	
4	月								卓球協会			バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会	
5	火								卓球協会			サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
6	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団			
7	木										サッカー少年団	JOYすぽべケレベツ バレーボール協会		
8	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
9	土												一般開放	
10	日												一般開放	
11	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会		
12	火										サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン		
13	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団			
14	木										サッカー少年団	JOYすぽべケレベツ バレーボール協会		
15	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
16	土												一般開放	
17	日								舞スカイティア				一般開放	
18	月												休館日	
19	火										サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン		
20	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団			
21	木										サッカー少年団	JOYすぽべケレベツ バレーボール協会		
22	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
23	土								清水高校アイスホッケー部				一般開放	
24	日								清水高校アイスホッケー部				一般開放	
25	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会		
26	火										サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン		
27	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団			
28	木										サッカー少年団	JOYすぽべケレベツ バレーボール協会		
29	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
30	土												一般開放	
31	日												一般開放	

体育館ご利用のみなさんへ

*体育館を専用使用したい団体は、3か月前の月の初日から5日前まで受付けますので、清水町体育館へお申し込みください。
*自由時間帯は、一般開放予定ですが、団体使用及び大会等が入ることがありますので、事前にお問い合わせください。

■大会・行事等 ■団体専用使用
■一般開放 ■自由

*一般開放の時間は、ソフトバレー・バドミントン・卓球等の用具を貸し出ししていますのでご利用ください。
*一般開放時間に、サッカーの練習等ボールを蹴る行為はご遠慮ください。

利用予定は、NPO法人清水町体育協会のブログで随時お知らせしています。「マイとかち 清水町体育協会」で検索してください。

火災

- 出火件数 37,981件
(1日あたり 104件)
- 死者 1,427人
(1日あたり 3.9人)
- 住宅火災 11,019件
(建物火災のうち 約5割)
[死者は946人 前年比57人増]

救急

- 出動件数 6,605,213件
(国民21人に1人を搬送)
(事故種別は 急病が 65.0%)
(約半数は 軽傷者 48.8%)
- ※清水町の統計は広報しみず
4月号をご覧ください。

総務省消防庁がまとめた平成三十年中の、全国の火災・救急統計の一部についてお知らせします。

令和元年版

消防自書より



<全国統一標語>
ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

発行「清水消防署」電話 6212519

火の用心

『春の全道火災予防運動』

■実施期間 4月20日(月)～4月30日(木)

■目的

北海道の気候は雪どけ後のこの時季には強風の日が続き乾燥注意報が発令される日が多くなり、火災が発生しやすくなります。特に火災発生を警戒する必要があり、注意を喚起しています。

■住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

建物火災による死者のうち8割以上が住宅火災によるもので、そのうち半数以上が65歳以上の高齢者です。住宅火災の予防のため、次の「3つの習慣・4つの対策」を心がけましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対しない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■林野火災の予防について

林野火災は例年、空気が乾燥する春に多く発生し、「ゴミ焼き」「たばこのポイ捨て」「たき火」など火気の取り扱い不注意、不始末の原因が大半を占めています。林野火災を起こさないために次の事に注意しましょう。

- ゴミ焼き、たき火、たばこ、マッチの不始末は絶対にやめましょう。
- 強風注意報や空気が乾燥している時は火を扱うことはやめましょう。

住宅用火災警報器の維持管理を！！

■住宅火災による死者

平成15年以降、毎年約1,000人の方が亡くなっています。その中でも、就寝時間帯による出火で、逃げ遅れて死亡する場合があります。

■警報は鳴りますか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経ちました。火災警報器の電池の寿命は10年と言われていいますので、設置されている火災警報器の点検用のボタンやヒモを操作し反応がない場合は本体の交換をしましょう。火災警報機はホームセンターなどで販売しています。

■不適正な訪問販売にご注意を！！

困った時のご相談は町消費生活センターまで
・町保健福祉センター内
・電話 62-2688

防火団体による消火器斡旋情報

住宅に消火器の設置義務はありません。しかし、消火器は初期消火に大変有効な器具です。町内の防火団体では、消火器とぼや火災に適したエアゾール式簡易消火具の斡旋を通年で業者を指定し行っています。

■清水地区

団体：清水町町内火防係連絡協議会
業者：(有)清水興産 62-2237
清水町南1条4丁目

■御影地区

団体：御影連合町内防火班
業者：(有)川端商会 63-2224
御影本通2丁目

納税だより

各種税金・使用料等の納税・納付は「口座振替」で！

■お手軽・確実な口座振替の申込方法

各税金・保険料・使用料等の納付等は、お手軽・確実な口座振替をお勧めします！
口座振替をご希望の方は、役場・御影支所・ゆうちょ銀行(郵便局)・各町内にある金融機関窓口でお申し込みください。
なお、口座振替の手続きには1か月程かかりますので余裕を持ってお申し込みください。

■令和2年度(2020年度) 各税・使用料の納期限(振替日)

税目	軽自動車税	固定資産税	町道民税
納期別	納期(振替日)	納期(振替日)	納期(振替日)
全期前納・第1期	6月1日	6月1日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日
第3期		9月30日	11月2日
第4期		11月30日	12月21日

税・使用料	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料	町営住宅関係	その他使用料・負担金(水道料・保育料・学校給食費など)
納期別	納期(振替日)	納期(振替日)	納期(振替日)
全期前納・第1期	7月31日	4月30日	4月27日
第2期	8月31日	6月1日	5月25日
第3期	9月30日	6月30日	6月25日
第4期	11月2日	7月31日	7月27日
第5期	11月30日	8月31日	8月25日
第6期	12月21日	9月30日	9月25日
第7期	2月1日	11月2日	10月26日
第8期	3月1日	11月30日	11月25日
第9期	(介護保険料は第6期まで)	12月30日	12月25日
第10期		2月1日	1月25日
第11期		3月1日	2月25日
第12期		3月31日	3月25日

※申込書のお届け印は、「銀行印」をハッキリと押印してください。
また、記入の訂正をする場合も、「銀行印」での訂正印をお願いします。
※「軽自動車税」は5月のみ、「介護保険料」は第6期までとなります。
※「学校給食費」の第1期は5月からで、第10期(翌年2月)までとなります。
(「学校給食費」は別途各学校を通じて給食センターで申し受けます)
※振替日が土曜・日曜及び祝日にあたる場合は、次の最初の平日が振替日となります。
※申込期限に間に合わない納期は、納付書で納付してください。
なお、希望された納期の申込期限に間に合わなかった場合は、次の納期から開始します。
(納期、振替日の1か月前までにお申込ください)

◆問 税務課納税係 ☎62-1152

廃屋解体撤去に補助します

快適で良好な生活環境の中で町民が安心して暮らせるよう、火災や災害・犯罪等の発生が懸念され被害が波及する恐れのある家屋等の解体撤去にかかる経費について、補助金を交付します。

◆事業区域

住宅隣接地域で廃屋の倒壊や火災、犯罪の助長など第三者への被害等を防止するため、対象区域は、下水道認可計画区域及び御影集落排水処理計画区域（以下「市街地」という。）とします。

◆補助対象事業

補助金の対象は、次の全てに該当する家屋の解体撤去の費用です。

1. 個人が所有する、住宅、物置・車庫、塀・囲い等の用途としての機能を有さなくなったもの。
2. 町内の事業者により解体撤去を実施するもの。
3. 解体撤去後に跡地利用計画があるか又は常に清潔に管理されること。
4. 土地所有者が管理できない場合は、適正な管理ができる土地管理人を指定すること。
5. 公的補償費の対象家屋等ではなく、かつ、関連又は重複する補助がないこと。
6. 補助申請者が家屋等の建て替えのために行う解体でないこと。
7. 事業の用に供していた家屋等でないこと。
8. 補助金申請時において1年以上居住していないこと。
9. 建築後おおむね25年以上経過していること。
10. 町税等の滞納がないこと。

◆補助金額

- ①住宅、物置・車庫は1㎡当たり7,000円を撤去費用の上限として、算出額の2分の1を補助します。(50万円を限度とする。)
 - ②塀・囲い等は、撤去費用に要する額の2分の1を補助します。(10万円を限度とする。)
- ※実際の解体費用ではありませんのでご注意ください。

◆事業の募集・実施期限 令和3年3月31日

【お申込み・お問い合わせ先】 町民生活課生活環境係 TEL62-1151

交通事故相談所をご利用ください

交通事故にあったけれど、どうしたらよいかわからない。

損害賠償の額が適正かどうかを知りたい。

示談をどのように行なったらよいのか？

残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など…

道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。お気軽に相談を！

●相談窓口●

・北海道交通事故相談所（道庁）

【電話相談】

☎ 011-204-5220

【文書相談】

FAX 011-232-7452

✉ kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

【面接相談】

札幌市中央区北3条西6丁目（道庁1階）

【相談受付時間】

月～金曜日 9時～16時30分

・十勝総合振興局（保健環境部環境生活課）

【面接相談】

帯広市東3条南3丁目

【相談実施日】

5月12日、6月19日、7月14日

（いずれも火曜）

☎ 0155-26-9249

*相談は1件当たり約1時間。

事前予約が必要です。

高齢者等在宅福祉サービスのご案内

町では、次の高齢者等在宅福祉サービスを実施しています。サービスの利用希望者は、保健福祉課在宅支援係（町地域包括支援センター）☎69-2233までご相談ください。

項目	内容	対象者	費用
 給食サービス	●週3回（月、水、金）の夕食時に、弁当を宅配します。 ●併せて安否確認も行います。 ●週1回からの利用もできます。 ●特別食（塩分制限、たんぱく制限等）の対応はできません。	●おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方 ●身体障がい者であって、心身の障がい及び傷病等の理由により調理が困難な方	1食500円
 移送サービス	●送迎車両により、週1回程度、医療機関への通院等の移動支援をします。 ●入院中で他の医療機関での受診や検査の必要時、入退院と入院中の外泊及び外出の移動支援も対象です。	●おおむね65歳以上の虚弱又は寝たきりなど移動が困難な高齢の方 ●重度身体障がい者で、外出が困難な方 ※車椅子による移動の方が対象です。	無料
 除雪サービス	●申請により、あらかじめ登録された世帯について、11月から翌年3月の間に、おおむね10cm以上の降雪があった場合に除雪を実施します。 ●気象状況により、翌日に実施となる場合もあります。 ●農村地域は、町の除雪に合わせて実施します。	●おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯 ●重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯 ※同地域に親族が居住している場合は、利用対象外となる場合があります。	無料
 高齢者等見守り安心事業	●電話（週3回）と訪問（月1回）による安否確認を町内事業所の業務委託により行います。	●70歳以上の者で構成されている世帯に属する方 ●身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた方で独居世帯の方 ●70歳以上の方及び身体障がい者で構成される世帯の方	無料
 高齢者等短期入所事業	●介護している家族等が旅行や冠婚葬祭等の用事又は介護疲れなどの特別な事由により、居宅における介護が困難になった場合に、一時的な短期入所を支援する事業です。	●要介護・要支援認定で非該当と判定された方 ●重度身体障がい者で介護を必要とする方 ※介護保険によるサービス費等の支給限度額を超えた場合にも適用される場合があります。	日額2,400円
 緊急通報機器設置事業	●緊急時に消防119へボタン1つで通報できる緊急通報機器・ペンダントを貸し出します。 ●自宅に固定電話が設置されていることが条件です。また、協力員の確保が必要です。	●70歳以上の方で構成されている世帯の方 ●重度身体障がい者で独居の方 ●70歳以上の者及び重度身体障がい者で構成されている世帯の方	無料
 高齢者タクシー乗車券助成事業	●年額12,000円（月額1,000円）のタクシー運賃を助成します。 ●申請月から助成対象となります。 ●町内のタクシー会社のみ利用可能です。	●65歳以上であって要介護・要支援認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の対象者、運転免許証自主返納者 ※特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム入所者及び清水町重度障がい者タクシー乗車券助成事業対象者は対象外です。	無料
 高齢者介護用品購入費助成事業	●介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを対象に月額6,500円を助成します。 ●申請月から助成対象となります。	●要介護4又は5の介護認定を受けている方 現に自宅で介護している方	無料

<要介護4以上の方のみ該当>

 高齢者介護用品購入費助成事業	●介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを対象に月額6,500円を助成します。 ●申請月から助成対象となります。	●要介護4又は5の介護認定を受けている方 現に自宅で介護している方	無料
---	---	--------------------------------------	----

ま ち の 人 事 (令和2年4月1日付)

■総務課

◆総務課長(学校教育課長) 神谷 昌彦◆総務課参事(秘書・契約財産担当)(議会事務局長) 山本 司◆総務課参事(防災・職員制度担当)(総務課参事(防災・秘書・職員制度担当)) 鈴木 聡◆総務課長補佐(契約財産担当)兼契約財産係長(建設課長補佐(住宅都市・建築担当)兼住宅都市係長) 山田 寿彦◆総務課総務係主事兼行政管理係主事【新規採用】向田 知樹◆総務課財政係主事(税務課町民税係主事) 宮下 友輝◆総務課財政係主事補(学校教育課給食センター業務係主事補) 名波 史穂◆総務課参事<消防担当>(総務課長補佐<消防担当>) 竹中 直也◆総務課参事<消防担当>(総務課長補佐<消防担当>) 大谷 武◆総務課長補佐<消防担当>(総務課総務係主任<消防担当>) 日下部 正博◆総務課長補佐<消防担当>(総務課総務係主任<消防担当>) 横山 昌人◆総務課総務係主査<消防担当>(総務課総務係主事<消防担当>) 梶原 拓也

■企画課

◆企画課政策企画係主事兼統計企画係主事(水道課業務係主事) 木村 翔◆企画課政策企画係主事兼統計企画係主事(保健福祉課福祉係主事) 桂井 那津未◆企画課広報広聴係主事(企画課統計企画係主事補兼政策企画係主事補) 中澤 優人

■出納課

◆会計管理者兼出納課長(保健福祉課長) 青木 光春◆出納課長補佐(出納課出納係長) 我妻 康広◆出納課出納係長(出納課出納係主任) 吉田 雪江

■税務課

◆税務課長(町民生活課長補佐(戸籍住民担当)) 小岩 哲治◆税務課町民税係主査(農業委員会農地振興係主事) 日高 達夫◆税務課町民税係主事兼出納課出納係主事【新規採用】阿部 成美

■町民生活課

◆町民生活課長(商工観光課長) 斉木 良博◆町民生活課長補佐(戸籍住民担当)兼戸籍住民係長(町民生活課戸籍住民係長) 西垣 輝明◆町民生活課長補佐(住民生活・生活環境・保険担当)兼清掃センター所長(町民生活課長補佐<保険担当>) 青沼 博信◆町民生活課生活環境係長兼住民活動係主任(農林課農政係長) 奥田 啓司◆町民生活課住民活動係長兼生活環境係主任(町民生活課住民活動係長) 玉井 真樹◆町民生活課生活環境係主査兼住民活動係主査(町民生活課生活環境係主事) 木戸 悠登◆町民生活課保険係主事(総務課財政係主事) 岩橋 啓太◆町民生活課戸籍住民係主事補【新規採用】川崎 誠汰

■保健福祉課

◆保健福祉課長(会計管理者兼出納課長) 佐藤 秀美◆保健福祉課長補佐(在宅支援・健康推進・福祉担当)兼保健福祉センター所長兼老人福祉センター所長(保健福祉課長補佐(福祉担当)兼保健福祉センター所長兼老人福祉センター所長兼福祉係長兼保健福祉センター管理係長) 石川 淳◆保健福祉課福祉係長兼保健福祉センター管理係長(保健福祉課福祉係主査) 阿部 俊夫◆保健福祉課健康推進係長(保健福祉課健康推進係主任保健師) 倉重 千晶◆保健福祉課在宅支援係長(保健福祉課在宅支援係主査) 寺本 圭佑◆保健福祉課福祉係主事補(町民生活課生活環境係主事補) 前田 翔平◆保健福祉課福祉係主事補【新規採用】澤田 綺来莉◆保健福祉課在宅支援係保健師(保健福祉課健康推進係保健師) 北村 史紗子◆保健福祉課介護保険係主事(総務課行政管理係主事) 小川 菜摘◆保健福祉課健康推進係栄養士【新規採用】大津 愛子

■子育て支援課

◆子育て支援課清水幼稚園教頭(子育て支援課清水幼稚園教諭専門員) 津田 朋美◆子育て支援課しみず保育所所長(子育て支援課第一保育所所長) 恩田 喜久子◆子育て支援課清水学童クラブ所長兼御影学童クラブ所長(子育て支援課御影学童クラブ保育士専門員) 大石 正人◆子育て支援課しみず保育所保育士専門員(子育て支援課第二保育所保育士専門員) 匂坂 裕子◆子育て支援課しみず保育所保育士専門員(子育て支援課第一保育所保育士専門員) 金山 明美◆子育て支援課御影学童クラブ保育士専門員(子育て支援課御影こども園保育士専門員) 田村 暁子◆子育て支援課清水幼稚園主任教諭(子育て支援課清水幼稚園教諭) 若原 育永◆子育て支援課しみず保育所主任保育士(子育て支援課第一保育所主任保育士) 岡 那奈◆子育て支援課しみず保育所主任保育士(子育て支援課第一保育所主任保育士) 阪口 知世乃◆子育て支援課しみず保育所主任保育士(子育て支援課御影こども園保育士) 萩生田 彩◆子育て支援課御影こども園主任保育士(子育て支援課第一保育所保育士) 森山 遥加◆子育て支援課しみず保育所保育士(子育て支援課第一保育所保育士) 上西 叶未◆子育て支援課しみず保育所保育士(子育て支援課第二保育所保育士) 溝口 翔也◆子育て支援課御影こども園保育士(子育て支援課第二保育所保育士) 古田 琴乃◆子育て支援課清水幼稚園教諭【新規採用】鈴木 寛人◆子育て支援課しみず保育所保育士【新規採用】矢ヶ崎 澄香◆子育て支援課しみず保育所保育士【新規採用】菅原 佑実◆子育て支援課しみず保育所保育士【新規採用】田中 颯起◆子育て支援課御影こども園保育士【新規採用】小川 夢唯菜

■農林課

◆農林課参事(町営育成牧場長事務取扱)(農林課町営育成牧場長兼管理係長) 水野 秀明◆農林課長補佐(農政・林務担当)兼農政係長(商工観光課長補佐(商工労政担当)兼商工労政係長) 葛西 哲義◆農林課長補佐(畜産担当)兼畜産係長(農林課畜産係長) 渡邊 史生◆農林課長補佐(農地整備担当)【新規採用】水木 淳◆農林課町営育成牧場管理係長(農林課町営育成牧場管理係畜産技術専門員) 村谷 利幸◆農林課林務係主査兼農政係主査(農林課農政係主事兼林務係主事) 城 惇也◆農林課農政係主事(農林課農政係主事補) 栗本 剛◆農林課農政係主事【新規採用】山下 広二郎

■商工観光課

◆商工観光課長(商工観光課長補佐(観光振興・移住定住促進担当)兼観光振興係長兼移住定住促進係長) 高橋 英二◆商工観光課長補佐(商工労政担当)兼商工労政係長(保健福祉課長補佐<在宅支援・健康推進担当>兼在宅支援係長) 角谷 貴良◆商工観光課長補佐(観光振興・移住定住促進担当)兼観光振興係長兼移住定住促進係長(水道課長補佐(業務担当)兼業務係長) 下保 哲也◆商工観光課観光振興係主事兼移住定住促進係主事兼商工労政係主事(企画課広報広聴係主事) 長谷川 真弓◆商工観光課観光振興係主事兼移住定住促進係主事兼商工労政係主事(商工観光課観光振興係主事兼移住定住促進係主事) 大和田 成人

■建設課

◆建設課長補佐(住宅都市・建築担当)兼建築係長(建設課建築係長) 小笠原 国雄◆建設課住宅都市係長(総務課財政係主査) 佐々木 淳

■水道課

◆水道課長補佐(業務担当)兼業務係長(農林課長補佐) 中島 公大◆水道課業務係主事(保健福祉課介護保険係主事) 佐藤 新之介

■御影支所

◆御影支所長(学校教育課給食センター所長兼業務係長) 石津 博徳◆御影支所総務係長兼世代間交流センター係(保健福祉課健康推進係長) 太田 清子

■学校教育課

◆学校教育課長(町民生活課長) 大尾 智◆学校教育課給食センター所長兼業務係長(総務課長補佐(契約財産担当)兼契約財産係長) 西田 史明◆学校教育課総務係長(社会教育課図書館業務係主査兼郷土史料館業務係主査) 黒井 良◆学校教育課学校教育係主査(学校教育課学校教育係主事) 菅原 遼◆学校教育課給食センター業務係主事(総務課総務係主事) 廣富 純輝◆学校教育課学校教育係主事【新規採用】井上 雄斗

■社会教育課

◆社会教育課参事<スポーツ係長事務取扱>(社会教育課参事<スポーツ係長・図書館長・郷土史料館長事務取扱>) 佐々木 亘◆社会教育課参事<併任>石津 博徳◆社会教育課図書館長兼郷土史料館長(社会教育課図書館業務係長兼郷土史料館業務係長) 山本 明子◆社会教育課図書館業務係長兼郷土史料館業務係長(学校教育課総務係長) 伊藤 尚哉◆社会教育課御影公民館公民館係長兼農村環境改善センター業務係長<併任> 太田 清子◆社会教育課図書館業務係主査兼郷土史料館業務係主査【新規採用】村越 亜里紗◆社会教育課社会教育係主事兼スポーツ係主事(社会教育課スポーツ係主事兼文化振興係主事) 高橋 勇生

■農業委員会

◆農業委員会農地振興係主事補【新規採用】本間 恵斗

■議会事務局

◆議会事務局長(総務課長) 田本 尚彦

■選挙管理委員会

◆書記長 田本 尚彦 書記長の併任を解く
◆書記 廣富 純輝 書記の併任を解く
◆神谷 昌彦 書記長併任
◆向田 知樹 書記併任
◆石津 博徳 書記併任

□令和2年3月31日付退職

◆御影支所長 菅野 靖洋
◆税務課長 小林 秀文
◆子育て支援課清水幼稚園教頭 池守 由美子
◆子育て支援課第二保育所所長 垣見 真紀子
◆子育て支援課清水学童クラブ所長兼御影学童クラブ所長 上出 洋美
◆町民生活課長補佐<住民活動・生活環境担当>兼清掃センター所長兼生活環境係長兼清掃センター管理係長 野杉 兼仁
◆御影支所総務係長兼世代間交流センター係 佐藤 ござえ
◆保健福祉課健康推進係栄養士 得字 千晶
◆子育て支援課御影こども園保育士 中村 明里

□併任を解く 令和2年3月31日付

◆農林課参事<農業振興担当> 齋藤 博章
◆総務課参事<消防担当> 城 俊正
◆総務課参事<消防担当> 小野寺佐千輝

□併任を解く 令和2年4月1日付

◆総務課総務係主任<消防担当> 澤田 隆行

コミュニティバスについて

令和2年3月14日に実施された、JR北海道のダイヤ改正に伴い、コミュニティバス時刻表を更新しました。清水地区・御影地区ともに、コミュニティバスの運行時刻に変更はありません。

《変更点》 接続列車情報 発着時間

JR根室本線 御影駅発 9:47 (帯広駅着 10:23)

JR根室本線 御影駅着 15:15 (帯広駅発 14:40)

JR根室本線 御影駅着 16:47 (帯広駅発 16:06)

新しい時刻表は、役場企画課及び御影支所に設置しています。郵送をご希望の場合は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 : 企画課統計企画係 TEL62-2114】

清水ミライ自分ごと化会議とは？

令和3年度からの新たな総合計画の策定に向けて、テーマを決めてまちづくりの将来について話し合う会議(清水町住民協議会)です。

第5回目のテーマは

『 少子高齢化・情報発信 』

5月23日(土) 14時から

会場:ハーモニープラザ 多目的ホール
どなたでも傍聴が可能です。ぜひご来場ください。

お問い合わせ先:企画課政策企画係 TEL62-2114
メール:kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp

清水 ミライ 自分ごと化 会議

町民2,000人の無作為抽出で選ばれた51人の委員が、日常生活で感じる身近なテーマから「自分でできること」「地域でできること」「行政の役割」を話し合います。



ごみ収集カレンダー 5月

【A地区】 ※祝日の関係で回収日が一部変わります。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- 燃やせるごみ
- 燃やせないごみ
- 資源ごみ
- 資源ごみ(紙・プラ)
- 燃やせないごみ・プラ

【B地区】

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

プラスチック類

本体、包装などに
♻️マークが無い

↓

燃やせない
ごみ

本体、包装などに
♻️マークが有る

↓ 汚れを取って

資源ごみ
(プラスチック)

ガス・スプレー缶

ガスを抜き、
見えやすい所に
穴を空けて

↓

資源ごみ
(金属類)

【農村地区】

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※5月の大型ごみの収集は19日(火)です(全地区共通)

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 (☎62-1151)

結婚♡新生活を応援します♡

新婚世帯が良好な環境で新生活を過ごせるように、新居の住居費や引越し費用などを補助します。清水町で新婚生活を始めませんか？



清水町結婚新生活支援事業補助金

補助対象 ※詳細は左上のQRコードよりご覧ください。

- ・対象期間内に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・夫婦共に婚姻時の年齢が49歳以下である
- ・夫婦の双方または一方が当町へ住民登録をしている
- ・夫婦の所得の合計金額が340万円未満である…など

申請・問い合わせ先

〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地
清水町役場 企画課 政策企画係
Tel : 0156-62-2114 Fax : 0156-62-5116